○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月七日　東北地方整備局長　小泡　剛

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市富田町字十文字六〇番一から同市富田町字向舘三一番一まで	前	二一・五七～三一・一九メートル
	後	二一・五七～三一・一九〇・三九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月七日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	郡山市富田町字十文字六〇番一から同市富田町字向舘三一番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月七日

○中部地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月七日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号
中部地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	島野　厚志、中嶋　義和、秋山　明
変更後	石川　典男、鈴木　正勝、柳下　佳男、竹居　典夫

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

○中部地方整備局告示第九十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月十九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月七日　中部地方整備局長　八鍬　隆

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動生物濾過方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一	北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目4番60号　札幌ボデー工業㈱	5—14—H—004	フジクリーン　CSL II—35型
	北海道赤平市字赤平651番地2　札幌ボデー工業㈱　赤平工場	〃　—1	〃　CSL II—40型
	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　フジクリーン工業㈱　那須工場	〃　—2	〃　CSL II—45型
	栃木県下野市中大領308—2　㈱前田工業	〃　—3	〃　CSL II—50型
	愛知県みよし市福谷町根浦27—340　フジクリーン工業㈱　三好工場		
	岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525—1　フジカ化成㈱		
	愛媛県松山市住吉一丁目7番15号　関西運送㈱		
	福岡県飯塚市綱分1471—7　フジクリーン工業㈱　飯塚工場		

国会事項

衆議院

議案撤回申出

四月三日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸外三名提出、第百八十三回国会衆法第一四号）

議事日程

四月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
平成二十六年四月四日（金曜日）
午後一時開議
第一　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出）
第三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会、内閣提出）
第五　平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会、内閣提出）
第六　電波法の一部を改正する法律案（原口一博外四名提出）
第七　通信・放送委員会設置法案（原口一博外三名提出）
第八　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議事日程

四月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号
平成二十六年四月四日（金曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（「国家安全保障戦略」、「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」に関する報告について）